

**「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」  
事前確認に関するチェックシート 兼 依頼書**

事業所等の基本情報のご記入と確認必要事項をご確認いただき、をつけて FAX してください。

※既に一時支援金を受給している場合、または月次支援金の給付の申請に際して事前確認を受けた場合は、新たな月次支援金の申請を行う際には、改めて事前確認を行う必要はありません。(月次支援金 HP より)

事業所名			
事業形態	<input type="checkbox"/> 法人→13桁の法人番号を記入		
	<input type="checkbox"/> 個人事業者等(事業所得)		
	<input type="checkbox"/> 個人事業者等(主たる収入が雑収入・給与所得)		
代表者名 (申請希望者)	代表者生年月日 (西暦)	年	月 日
代表者携帯番号	FAX		

- 当事業所は福島商工会議所の会員事業所である  
 事前にインターネットで仮登録し、申請 ID を取得した

申請 ID(事前確認用)	C	ID 取得で登録した電話番号	
--------------	---	----------------	--

- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少しており、前年又は前々年の同月比で売上が 50%以上減少しており、以下のような理由で減少しているものではない。
- (例) ・事業活動に季節性があるケースなど、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合  
 ・売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合  
 ・法人成り又は事業承継の直後など、(緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく、)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が 50%以上減少している場合・・・など
- 事業を実施していないサリマンやアルバイト、学生等は月次支援金の給付対象ではないことを理解している。
- 月次支援金の給付を受けた場合、「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には 7 年間保存する義務 及び 中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識している。
- 「地方公共団体による対象月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)の支払い対象となっている事業者」ではない。
- 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」ではない。
- 反社会的勢力との関係はない。
- 今後も事業を継続する意思がある(廃業又は破産等を予定していない)
- 代表者本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署した。
- 月次支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、全ての一時支援金及び月次支援金について受給資格を失って返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び 刑事告発され得ることを認識している。
- 経済産業省のホームページに掲載されている『緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について』という資料をすべて読んで内容を理解している。
- 月次支援金の審査は、月次支援金事務局の判断によるもので、福島商工会議所による確認事務は月次支援金を確約するものではないことを理解している。

●記入日 2021/ / ●代表者氏名(自署)